

商品種別算定基準（PCR）

（認定 PCR 番号：PA-CJ-01）

対象製品：出版物

2011 年 9 月 20 日 公表

カーボンフットプリント算定・表示試行事業

※なお、認定PCRの有効期限は、カーボンフットプリント算定・表示試行事業の実施期間（平成24年3月31日
までを予定）とする。ただし、有効期限までの間に認定PCRが改訂された場合においては、改訂後のものを
有効とする。

“出版物”

Product Category Rule of “publication”

この PCR に記載されている内容は、カーボンフットプリント制度試行事業期間中において、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。なお、この PCR の有効期限は試行事業の終了が予定される平成 24 年 3 月 31 日までとする。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この PCR は、カーボンフットプリント制度において「出版物」を対象とする算定および表示に関する規則、要求事項および指示事項である。
2	製品の定義	
2-1	製品の属する分類の説明	<p>① この PCR で対象とする「出版物」とは、「日本標準商品分類(総務省統計局)」で規定する、「出版物」(921) および「出版印刷物」(922)のことをいう。ただし、現時点では、</p> <ul style="list-style-type: none"> －「雑誌および新聞雑誌以外の定期刊行物(一定の誌名を有し原則として継続的に刊行されるもの。ただし年一回次のものは除く。印刷方法は活版、特殊印刷たるを問わない。)」(9212) －「雑誌用印刷物」(92212) および「その他の不定期出版印刷物」(92229)のうち、上記「雑誌および新聞雑誌以外の定期刊行物」(9212)と同等の印刷物を対象とするものに限る。 <p>② この PCR で対象とする製品の詳細は、附属書 B(規定)を参照のこと。</p> <p>③ 電子媒体により購読が可能なデジタル雑誌は含めない。</p> <p>(注)類似の PCR に「PA-BS 宣伝用および業務用印刷物」が存在するので、どちらの PCR の対象製品となるかは、本 PCR の附属書 B(規定)や PA-BS 宣伝用及び業務用印刷物の PCR を参考にしつつ判断すること。</p>
2-2	対象とする構成要素	<p>① 「出版物」を構成するすべての構成物(用紙、インキ、糊、針金、金具類等)および容器包装等を対象とする。</p> <p>② 「出版物」に添えられた付録については、販促目的で添えられることが多いことや、不確定要素が大きい(時期、流通・販売方法等によって添えられるものが随時変更されることが多い)ことから、構成要素には含めない。</p> <p>③ コンテンツを作成するためのプロセス(取材、画像撮影、執筆等)は評価対象外とする。</p>
3	引用規格および PCR	<p>次の PCR は、この PCR の一部を構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PA-AD 出版・商業印刷物(中間財) ・ PA-BB 紙製容器包装(中間財)の廃棄・リサイクル段階 ・ PA-BC プラスチック製容器包装の廃棄・リサイクル段階
4	用語および定義	<p>① 雑誌 一定の誌名を有し、継続的に刊行される製本された冊子体のもの。販売形態として、市販誌、フリーマガジン、読者直販誌、ムックがある。</p> <p>② 市販誌 複数の執筆者や記者が書いた作品や記事・写真等を掲載する定期刊行の雑誌。ムックは含めない。</p> <p>③ フリーマガジン 広告収入を元に定期的に制作され、無料で特定の読者層に配布・到達される雑誌。(日本標準商品分類「フリーペーパー(広告を主目的としたもの)」(92114)は、新聞に準じた形態の製本されていない定期出版物であり、地域のニュースや生活情報等を掲載している。フリーマガジンには含まない。)</p> <p>④ 読者直販誌 出版物の通常の流通機構を通さずに、販売企業から読者に直接配送する定期購</p>

		<p>読雑誌。</p> <p>⑤ ムック 雑誌的な内容や体裁を取り入れた単行本のこと。定期的に刊行されるものではない雑誌。</p> <p>⑥ 取次 出版社と書店やコンビニエンスストア等の小売店の間をつなぐ流通関連業者のこと。</p> <p>⑦ 実販売 出版社より発行され流通した出版物を、読者(最終消費者)に売ること。 「実販売数」とは、取次の出荷量や小売への委託販売量等ではなく、返品した数量を除く、読者に販売した数量のこと。</p> <p>⑧ ラック 店頭や公共施設、駅構内等に設置されているフリーマガジンを配布するための棚。</p> <p>⑨ 実配布 ラック設置、街頭配布、ポスティング等、様々な方法によって流通したフリーマガジンのうち、読者(最終消費者)に配布・到達すること。 「実配布数」とは、出荷量や設置数量等ではなく、返却・回収された数量を除く、読者に配布・到達した数量のこと。</p> <p>⑩ 使用済雑誌 実販売または実配布後に、読者(最終消費者)から廃棄された雑誌。</p> <p>⑪ 返品雑誌 小売にて販売期間を終えて、実販売されずに返却される市販誌およびムック。</p> <p>⑫ 残本雑誌 ラック等にて配布期間を終えて、実配布されずに返却・回収されるフリーマガジン。</p> <p>⑬ 付録 雑誌本体を補足することや販促等の目的で添えられたもの、および、これらを雑誌本体にとりつけるために用いられる付属品(ビニール紐や輪ゴム等)。</p> <p>⑭ 容器包装 商品の容器および包装であって、当該商品が消費され、または当該商品と分離された場合に不要となるもの。</p> <p>⑮ 輸送資材 輸送に係るプロセスでのみ消費され、商品の一部をなさないもの(梱包用の段ボールや緩衝材など)。ただし、パレットやコンテナなどの繰り返し使われる資材を除く。 ※「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の「梱包材料」を含む。</p> <p>⑯ ページ 出版物における構成単位。1枚の紙の1つの面(片面)が1ページに相当する。</p> <p>⑰ ノンブル 出版物におけるページ順序を示す数字。欄外につけてページを表した数字。ページ番号。出版物には、表紙を1ページ目とするノンブルと、本文を1ページ目とするノンブルが存在する。</p> <p>⑱ 本文ページ数 出版物において、表紙や裏表紙等は含まない、本文のページの数。ノンブルのつけ方によって、本文ページ数とノンブルが同一になる場合と異なる場合がある。</p> <p>⑲ 総ページ数 出版物において、本文だけでなく、表紙や裏表紙、ハガキ等の構成する全ての紙を含めたページの数。</p> <p>⑳ 仕様 雑誌の生産発注時に必要な項目のこと。判型や綴じ型、印刷部数(見本誌等を含む全製造部数を指す。出荷量、委託販売量とは異なる)、本文ページ数、ハガキ枚数、総ページ数、色数、加工方法等を指す。</p>
--	--	---

		<p>② 標準仕様</p> <p>一般的に雑誌においては、同一誌名であっても、号毎に仕様が異なるケースが多い。よって、このPCRでは、実販売単位における標準的な商品の仕様を、標準仕様と定める。</p> <p>ただし、カーボンフットプリント算定事業者がその妥当性を担保するエビデンスを準備し、カーボンフットプリント値を検証する際に妥当性の確認を行うこととする。(例えば、過去の生産発注時における仕様の実績から、平均的な仕様を算出し、標準仕様を定めるような場合が該当する。)</p>
5	対象範囲	
5-1	算定の単位	<p>実販売および実配布単位(冊、部等)とする。</p> <p>実販売および実配布単位当たりのカーボンフットプリント値は、標準仕様を用いて算定してもよい。</p> <p>詳細の考え方については、附属書C(規定)に示す。</p>
5-2	ライフサイクル段階	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <p>① 原材料調達段階</p> <p>② 生産段階</p> <p>③ 流通段階</p> <p>④ 使用・維持管理段階</p> <p>⑤ 廃棄・リサイクル段階</p>
6	全段階に共通して適用する項目	
6-1	ライフサイクルフロー図	<p>① 附属書A(規定)にライフサイクルフロー図を示す。この図には、引用が理解しやすいように、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」のライフサイクルフローも示してある。</p> <p>② GHG 排出量の算定時には、この概念図を参考に、対象とする「出版物」ごとに詳細なライフサイクルフロー図を作成する。その際、この図を基本とすることが望ましいが、この図に限定するものではない。</p>
6-2	データの収集範囲	<p>① 事務部門等の間接部門は対象としないが、直接部門だけを切り出すことが困難な場合は間接部門を含んでもよい。</p> <p>② 製品を生産、輸送する設備、輸送車両等の資本財は対象外とする。</p>
6-3	データの収集期間	<p>① 実測データは、直近の連続した1年間とする。</p> <p>② 直近の連続した1年間のデータを収集しない場合は、その妥当性は検証の対象とする。</p>
6-4	配分	<p>① 重量比とする。</p> <p>② 製品の特性によって、その他の手法で配分した場合は、配分方法およびその妥当性は検証の対象とする。</p>
6-5	カットオフ	<p>カットオフは、シナリオや類似データ、推計データを活用して代替することを優先し、それが困難な場合に限り実施することができる。その場合は、カットオフ対象のGHG排出量が、総ライフサイクルGHG排出量の5%以内となることを示すと共に、その範囲を明確にしなければならない。</p>
6-6	その他	<p>【輸送に関する規定】</p> <p>① 国内輸送の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「燃料法」、「燃費法」または「トンキロ法」のいずれかで、可能な限り一次データを収集する。 ・輸送距離の測定は、実測を基本とするが、ナビゲーションソフトの情報を使用してもよい。ただし、使用したナビゲーションソフトの名称等を明らかにする。 ・輸送時の燃料消費に伴うライフサイクルGHG排出量の算定方法は、附属書D(規定)による。 ・一次データを収集することが困難な場合は、附属書F(規定)を参照する。 ・輸送シナリオ設定の考え方については、附属書G(参考)を参照する。

		<p>② 国際輸送を伴う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際間航行距離は、カーボンフットプリント制度試行事業事務局が「参考データ」として用意する。 外国における国内輸送に関しては、①に準じて、一次データを収集する。ただし、原材料調達先(国)の陸送部分については、原材料調達先(国)で輸送に関する国、または民間の諸規定がある場合、それに準じてデータ収集してもよい。 <p>【廃棄物の取扱いに関する規定】</p> <p>① 用紙等、バイオマスを焼却した際に発生するCO₂排出量は、カーボンニュートラルとし考慮しない。</p> <p>② バイオマス以外の構成素材(本体および包装材にラミネートされたポリエチレン等の樹脂)については、焼却処理に係るライフサイクル GHG 排出量を、それぞれの素材の炭素含有量から算定する。これに加え、素材に含有される炭素が全てCO₂となって排出されると想定し、化学量論関係からCO₂排出量を算定し、計上する。</p> <p>【リサイクルの取扱いに関する規定】</p> <p>① リサイクルされるものは、リサイクルのための輸送からリサイクルの準備プロセス(前処理)までのライフサイクル GHG 排出量を計上する。</p> <p>② リサイクルの間接影響は計上しない。</p> <p>【投入物としてリサイクル材・リユース品を使用する場合の規定】</p> <p>投入物としてリサイクル材・リユース品を使用する場合、その製造および輸送に係るGHG 排出量には、リサイクルの準備が整ったものの輸送以降のプロセス(再生処理等)やリサイクルプロセス(例:回収、洗浄等)に伴うGHG 排出量を含めることとする。</p> <p>【地域差、季節変動の取扱いに関する規定】</p> <p>① 地域差は考慮しない。</p> <p>② 季節変動については、一次データを年間データとして収集することにより、変動影響を排除する。</p>
7	原材料調達段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>① 「出版物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の「原材料調達段階」で規定するプロセス。</p> <p>② 「容器包装」の資源採掘から製造および輸送に係るプロセス。</p>
7-2	データ収集項目	<p>① 「出版物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。</p> <p>② 「容器包装」の資源採掘から製造および輸送に係るプロセス。</p> <p><投入量></p> <ul style="list-style-type: none"> 「容器包装」の投入量 <p><排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> 「容器包装」の資源採掘から製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクルGHG排出量
7-3	一次データ収集項目	<p>① 「出版物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。</p> <p>② 「容器包装」の資源採掘から製造、および輸送に係るプロセス。</p> <p><投入量></p> <ul style="list-style-type: none"> 「容器包装」の投入量
7-4	一次データの収集方法および収集条件	① 「出版物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。
7-5	シナリオ	① 「出版物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。
7-6	その他	特に規定しない。

8	生産段階に適用する項目	
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	① 「出版物」本体について「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の「生産段階」で規定するプロセス。 ② 「容器包装」を「出版物」本体へ包装するプロセス。
8-2	データ収集項目	① 「出版物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。 ② 「容器包装」を「出版物」本体へ包装するプロセス。 <投入量> ・ 「容器包装」の投入量 ・ 「容器包装」の包装に係る「燃料および電力」、「水(工業用水・上水・井戸水)」、その他のエネルギー・ユーティリティ(蒸気等)の使用量 <排出量> ・ 「容器包装」の包装に係る単位あたりのライフサイクルGHG排出量 ・ 「容器包装」の包装に係る排水、廃棄物の種類、排出量およびその輸送、適正処理に係るGHG排出量
8-3	一次データ収集項目	① 「出版物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。 ② 「容器包装」を「出版物」本体へ包装するプロセス。 <投入量> ・ 「容器包装」の投入量 ・ 「容器包装」の包装に係る「燃料および電力」、「水(工業用水・上水・井戸水)」、その他のエネルギー・ユーティリティ(蒸気等)の使用量 <排出量> ・ 「容器包装」の包装に係る単位あたりのライフサイクルGHG排出量 ・ 「容器包装」の包装に係る排水、廃棄物の種類、排出量およびその輸送、適正処理に係るGHG排出量
8-4	一次データの収集方法および収集条件	① 「出版物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。 ② 「容器包装」については、製造サイト内の自家発電による電力を当該製品の生産に使用している場合は、自家発電に投入している燃料の量を一次データとして収集し、その製造・燃焼に係る GHG 排出量を算定する。
8-5	シナリオ	① 「出版物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。 ② 「容器包装」については、下記の規定に従う。 【輸送シナリオ】 一次データの収集が困難な場合は次のシナリオを使用してもよい。 a) 中間製品等の製造サイト間輸送 ・ 手段:4tトラック ・ 距離:片道 100 km(県内輸送として、県境－県境間の距離を想定) ・ 積載率:25 % b) 生産段階の廃棄・リサイクル輸送 ・ 手段:4tトラック ・ 距離:片道 100 km(県内輸送として、県境－県境間の距離を想定) ・ 積載率:25 % 【廃棄物処理のシナリオ】 一次データの収集が困難な場合は次のシナリオを使用してもよい(数値は、処理方法の発生量に対する比率)。 ・ “紙くず”は、焼却処理 2 %、オープンリサイクル 98 % (※)とする ・ “金属くず”は、オープンリサイクル 100 % (※)とする ・ “廃プラ”、“廃油”、“廃アルカリ”および“廃酸”は、焼却処理 100 %とする (※)「副産物発生状況調査」(平成 18 年度実績)財団法人クリーン・ジャパン・センター(平成 20 年 3 月発行)より
8-6	その他	「出版物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。

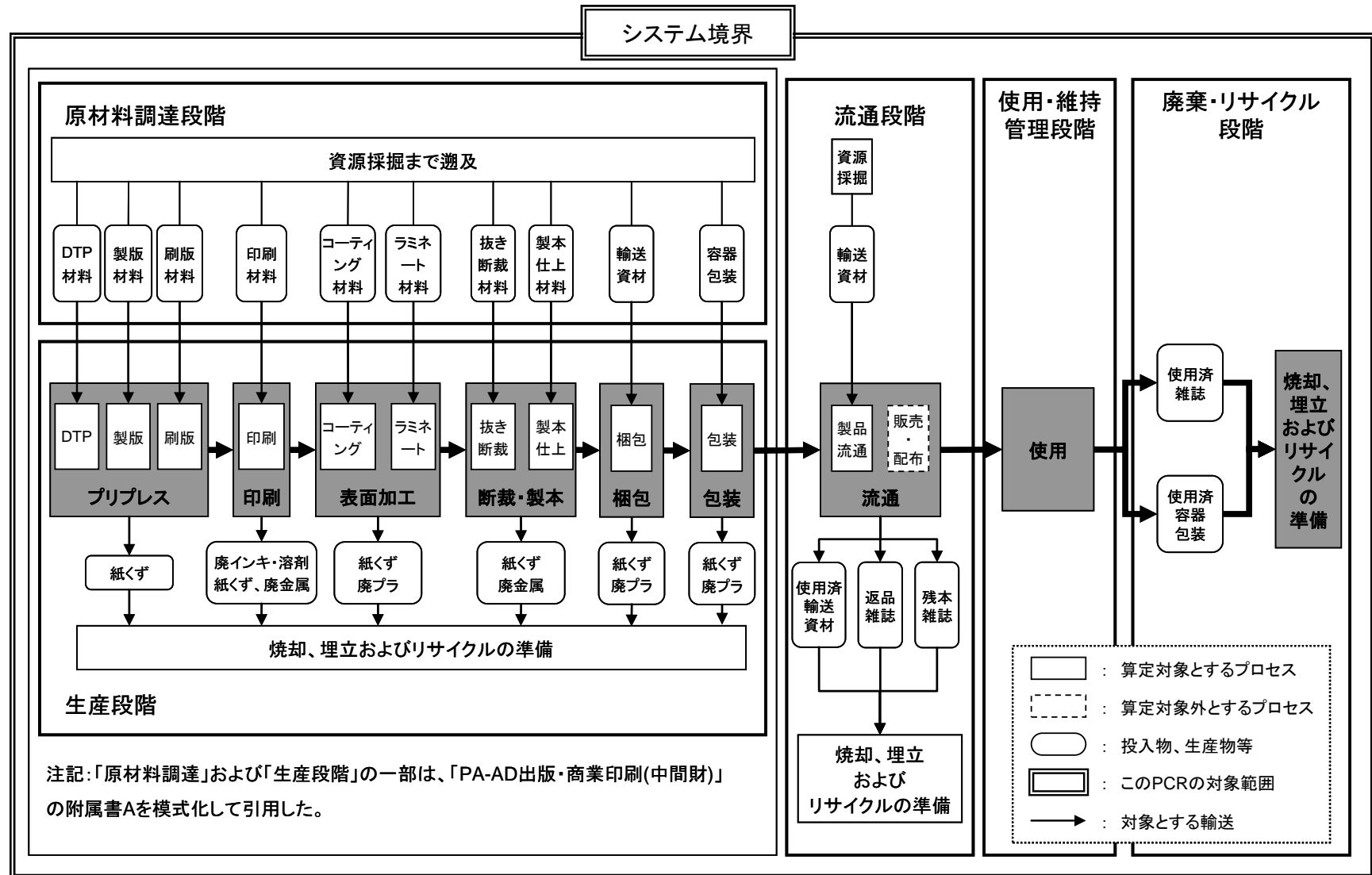
9	流通段階に適用する項目	
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>① 製品流通に係るプロセス。</p> <p>② 流通段階に投入する輸送資材の資源採掘から製造、および流通段階までの輸送に係るプロセス。</p> <p>③ 流通段階で使用された使用済輸送資材の輸送および適正処理に係るプロセス。</p> <p>④ 返却・回収される「返品雑誌」、「残本雑誌」の輸送、適正処理に係るプロセス。</p> <p>※ 雑誌の流通段階における代表的なフローを附属書 E(参考)に示す。</p>
9-2	データ収集項目	<p>① 製品流通に係るプロセス。</p> <p><投入量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出版物」の重量 <p><排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 <p>② 流通段階に投入する輸送資材の資源採掘から製造、および流通段階までの輸送に係るプロセス。</p> <p><投入量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通段階において投入される輸送資材の投入量 <p><排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送資材の資源採掘から製造および流通段階までの輸送に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 <p>③ 流通段階で使用された使用済輸送資材の輸送および適正処理に係るプロセス。</p> <p><投入量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通段階で使用された使用済輸送資材のうち、処理施設で焼却される量 ・流通段階で使用された使用済輸送資材のうち、リサイクルの準備プロセスで処理される量 <p><排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通段階で使用された使用済輸送資材が、廃棄されてから処理施設までの輸送に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 ・処理施設における焼却処理に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 ・焼却される使用済輸送資材由来の GHG 排出量 ・処理施設におけるリサイクルの準備処理に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 <p>④ 返却・回収される「返品雑誌」、「残本雑誌」の輸送、適正処理に係るプロセス。</p> <p><投入量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出版物」のうち、「返品雑誌」、「残本雑誌」として返却・回収される量 ・「返品雑誌」、「残本雑誌」のうち、処理施設で焼却される量 ・「返品雑誌」、「残本雑誌」のうち、リサイクルの準備プロセスで処理される量 <p><排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設で焼却される量 ・処理施設で埋め立てられる量 ・リサイクルの準備プロセスで処理される量 ・「返品雑誌」、「残本雑誌」の処理施設までの輸送に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 ・処理施設における焼却処理に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 ・処理施設における埋立処理に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 ・処理施設におけるリサイクルの準備処理に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量
9-3	一次データ収集項目	<p>① 製品流通に係るプロセス。</p> <p><投入量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出版物」の重量 <p>② 流通段階に投入する輸送資材の資源採掘から製造、および流通段階までの輸</p>

		<p>送に係るプロセス。</p> <p><投入量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通段階において投入される輸送資材の投入量 <p>④ 返却・回収される「返品雑誌」、「残本雑誌」の輸送、適正処理に係るプロセス。</p> <p><投入量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出版物」のうち、「返品雑誌」、「残本雑誌」として返却・回収される量
9-4	一次データの収集方法および収集条件	<p>① 「出版物」のうち、「返品雑誌」、「残本雑誌」として返却・回収される量については、取次や流通関連事業者から収集した返品率および残本率をもって、返却・回収される量の一次データとしてもよい。</p> <p>② 新しく「出版物」を創刊する場合等、返品率および残本率が把握できない場合には、当該「出版物」を出版する出版社において、既に発行している他の「出版物」における直近1年間の返品率および残本率を利用してもよい。ただし、その場合には、直近1年間の各「出版物」における返品率および残本率について、年間平均値を算出した上で最も大きい値を用いることとする。</p>
9-5	シナリオ	<p>【使用済輸送資材の廃棄物処理のシナリオ】</p> <p>一次データの収集が困難な場合は次のシナリオを使用してもよい(数値は、処理方法の発生量に対する比率)。</p> <p>① 「紙くず」は、焼却処理2%、リサイクル98%(※)とする。</p> <p>② 「金属くず」は、リサイクル100%(※)とする。</p> <p>③ 「廃プラスチック」は、焼却処理100%とする。</p> <p>(※)「副産物発生状況調査(平成18年度実績):財団法人クリーン・ジャパン・センター(平成20年3月発行)」より。</p> <p>【「返品雑誌」、「残本雑誌」の廃棄物処理のシナリオ】</p> <p>一次データの収集が困難な場合は、附属書H(規定)のシナリオを使用してもよい。</p>
9-6	その他	<p>【物流ルートが多岐にわたる場合の特例】</p> <p>物流ルートが多岐にわたる場合、輸送重量全体の50%以上について一次データを収集し、収集できないルートについては、情報を収集したルートの平均値を二次データとして使用してもよい。</p> <p>【物流倉庫等での保管に関する規定】</p> <p>物流倉庫等での保管プロセスは、「出版物」全体のライフサイクルGHG排出量への寄与度は低いと考えられるため、評価対象外とする。</p>
10	使用・維持管理段階に適用する項目	
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	実配布または実販売された「出版物」を読者(最終消費者)が使用するプロセス。
10-2	データ収集項目	「出版物」は、使用時にエネルギーを消費しないため、使用・維持管理段階のデータ収集項目はない。
10-3	一次データ収集項目	特に規定しない。
10-4	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
10-5	シナリオ	特に規定しない。
10-6	その他	特に規定しない。
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目	
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	① 読者(最終消費者)より排出された「使用済雑誌」、「使用済容器包装」の輸送、適正処理に係るプロセス。
11-2	データ収集項目	① 読者(最終消費者)より排出された「使用済雑誌」、「使用済容器包装」の輸送、適正処理に係るプロセス。 <排出量>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 読者(最終消費者)より排出された「使用済雑誌」、「使用済容器包装」の排出量(重量) ・ 処理施設で焼却される量 ・ 処理施設で埋め立てられる量 ・ リサイクルの準備プロセスで処理される量 ・ 「使用済雑誌」、「使用済容器包装」の処理施設までの輸送に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 ・ 処理施設における焼却処理に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 ・ 焼却される「使用済容器包装」由来の GHG 排出量 ・ 処理施設における埋立処理に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 ・ 処理施設におけるリサイクルの準備処理に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量
11-3	一次データ収集項目	<p>① 読者(最終消費者)より排出された「使用済雑誌」、「使用済容器包装」の輸送、適正処理に係るプロセス。</p> <p><排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「使用済雑誌」、「使用済容器包装」の排出量(重量)
11-4	一次データの収集方法および収集条件	<p>① 「使用済容器包装」が「紙製容器包装」または「プラスチック製容器包装」の場合は、「PA-BB 紙製容器包装(中間財)」または「PA-BC プラスチック製容器包装」の「廃棄・リサイクル段階」の規定に従う。</p> <p>② 「出版物」のうち、「使用済雑誌」として排出される総量については、取次や流通関連事業者から収集した返品率および残本率をもって算出した、実販売および実配布された量を一次データとしてもよい。</p> <p>③ 「使用済雑誌」、「使用済容器包装」の製品一つあたりの排出量(重量)は、販売時の製品の重量と同等と考える。そのため、生産段階および流通段階において収集された重量を一次データとしてしてもよい。</p>
11-5	シナリオ	<p>【廃棄物処理のシナリオ】</p> <p>一次データの収集が困難な場合は、附属書 H(規定)のシナリオを使用してもよい。</p>
11-6	その他	特に規定しない。
12	二次データ適用項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「カーボンフットプリント制度試行事業用 CO₂ 換算量共通原単位データベース(暫定版)」(以下、共通原単位データベース)においてデータが提供されているもの。 ・ 共通原単位データベースに掲載されていない二次データにおいて、試行事業事務局が「参考データ」として用意したもの。
13	表示方法	
13-1	表示単位	算定単位を基本とする。ただし、号毎に仕様が異なり、標準仕様をもとに算定を行った場合は、単位量あたり(1 ページ、10 ページ、100 ページあたり等、読者(最終消費者)に理解しやすい単位量)としてもよいが、その妥当性は検証の対象とする。
13-2	ラベルの位置、サイズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「カーボンフットプリントマーク等の仕様」に従う。 ・ カーボンフットプリントのラベルは製品本体および包装上に表示することができる。また、ラベル以外の表示として POP 表示、パンフレットおよびカタログ表示、インターネット表示を認める。
13-3	追加情報の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付録つき雑誌の場合には、読者(最終消費者)の誤認を避けるため、追加表示として、付録由来の GHG 排出量は算出の対象外であり、雑誌本体のみの GHG 排出量であることを明記しなければならない。 ・ 単位量あたりの表示を行う場合には、読者(最終消費者)の誤認を避けるため、『「ページあたり」とは、本文だけでなく、表紙・裏表紙やハガキ等、構成する全ての紙を含めた総ページ数で算出しています。』という文言を、追加表示として明記しなければならない。 ・ 生産者、事業者の GHG 排出量削減努力を適切に読者(最終消費者)に伝えるため、同一事業者による同一または類似と判断される商品に関する経年の削減量の

		<p>表示を追加表示としてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none">各プロセスを担う事業者ごとの削減努力を促す効果を期待し、プロセス別表示および部品別表示を追加表示としてもよい。 <p>上記を含む追加情報の表示内容に関しては、CFP 検証パネルにおいて適当と認められた内容のみ表示することができる。</p>
--	--	---

附属書A：ライフサイクルフロー図（規定）



- 平成22年7月の基本ルール改定において、販売プロセスは、その適切な算定方法が整備されるまでの間、算定対象外とすることとなったため、その基本ルールの改定に伴い販売プロセスを算定対象外とする。

附属書B：対象とする製品一覧（規定）

次の表は、日本標準商品分類(総務省)のうち、「92 印刷物、フィルム、レコード及びその他の記録物(プログラムを除く。)」より引用して作成した。表中の「塗りつぶし部分」は、この PCR における対象製品の一覧であり、「太字、塗りつぶし部分」は、現時点で対象とした製品である。

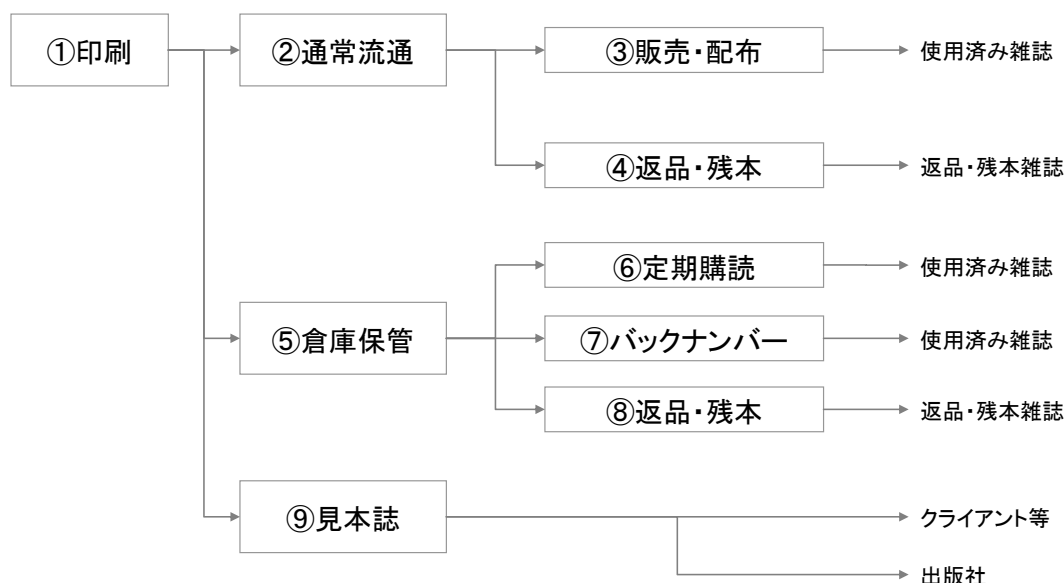
なお、「921 出版物」と「922 出版印刷物」については、取り扱っている事業者が異なるものの、商品としては同等と考えられる。

	分類	備考
921 出版物	9211 新聞 (ニュース、その解説、評論を主な内容とし広告を含む。ただし商業宣伝用の印刷物は除く。印刷方式は活版、特殊印刷たるを問わない。製本してないもの、ただしニュース資料源として新聞社等に配布されるいわゆる通信源は、仮どめしてあっても製本とは見なさずに新聞として取り扱う。)	・ 現時点では対象外。
	9212 雑誌及び新聞雑誌以外の定期刊行物 (一定の誌名を有し原則として継続的に刊行されるもの。ただし年一回以下のものは除く。印刷方法は活版、特殊印刷たるを問わない。)	・ この PCR の対象。
	9213 書籍及びパンフレット	・ 現時点では対象外。 ※ここで記されている『パンフレット』は、書籍のうち、48 ページ以下の冊子を指している。発行部数や時期が不定期で、販売促進を主目的とした『パンフレット』は、「92312 パンフレット」に含まれる。
	9214 地図及び図表(書籍及びパンフレットに含まれないもの)	・ 現時点では対象外。
	9215 書画、楽譜等(書籍及びパンフレットに含まれないもの)	
	9219 その他の出版物	
922 出版印刷物	9221 定期出版印刷物	・ 92212 雑誌用印刷物 および 92229 その他の不定期出版印刷物 のうち、9212 雑誌および新聞雑誌以外の定期刊行物と同等の印刷物のみ、この PCR の対象。その他は、現時点では対象外。
	9222 不定期出版印刷物	
	9229 その他の出版印刷物	
923 商業印刷物	9231 宣伝用印刷物	・ この PCR では対象外。 ・ 「PA-BS 宣伝用および業務用印刷物」として規定。対象範囲は、当該 PCR を参照のこと。
	9232 業務用印刷物	
	9233 事務用印刷物(個々の官庁、社会その他各種経営体で用いる諸様式で、注文生産のもの。ただし、既製印刷物は除く。)	・ この PCR では対象外。
	9234 包装・特殊印刷物	
	9239 その他の商業印刷物	
924 証券印刷物		・ この PCR では対象外。
925 映画用フィルム(現像し		・ この PCR では対象外。

分類		備考
たもの)及び写真製品		
926 レコード及びその他の記録物(プログラムを除く。)		・ この PCR では対象外。
927 印刷業用サービス製品		・ この PCR では対象外。
929 その他の印刷物等		・ この PCR では対象外。

附属書 C : 算定の単位についての考え方 (規定)

出版物の流通については、他の製品と異なり、委託(返品条件付取引)販売制度による流通が一般的であり、印刷された出版物の部数と、最終消費者に実販売・実配布される部数とは、大きく異なる。そのため、この PCR における算定の単位は、印刷部数に基づく算出ではなく、実販売・実配布された部数に基づく算出を行うものとする。以下に詳細を記す。



上のフロー図は、出版物の一般的な流通段階における流れを示している。この PCR においては、「返品率・残本率」を、下記のように定義する。

返品率・残本率

$$= (\text{②} + \text{⑤} + \text{⑨}) \times \text{印刷部数} - (\text{③} + \text{⑥} + \text{⑦}) \times \text{実販売・実配布部数} \div \text{印刷部数} \times (\text{②} + \text{⑤} + \text{⑨})$$

実販売率

$$= 1 - \text{返品率・残本率}$$

さらに、算定の単位としては、原材料調達段階、生産段階および流通段階(返品・残本雑誌の廃棄・リサイクルプロセスは除く)については、印刷部数に応じたデータ収集を行い、算定を行った後に、実販売率にて割り戻すことで、実販売および実配布単位(冊、部等)を算出するものとする。

なお、発行後実販売されずに倉庫保管するものすべてを「バックナンバー」と呼ぶことが多いが、ここでは返品率・残本率を算定するため、実販売および実配布用に倉庫保管している部数のうち、6-3 データの収集期間において規定している「直近の連続した 1 年間」にて実販売および実配布した部数を⑦の部数、保管期限が到来し、倉庫から廃棄された部数は⑧の部数、と区別する。

附属書 D：輸送時の燃料消費に伴うライフサイクル GHG 排出量の算定方法（規定）

D.1 燃料法

- 1) 輸送手段ごとの「燃料投入量(L)」を収集する。
- 2) 燃料投入量(L)と燃料種ごとの「供給・使用に係るライフサイクル GHG 排出量(kg CO_{2e}/L)」(二次データ)を乗算し、GHG 排出量(kg CO_{2e})を算定する。

D.2 燃費法

- 1) 輸送手段ごとの「燃費(km/L)」と「輸送距離(km)」を収集し、次の式により燃料投入量(L)を算定する。
燃料投入量(L) = 輸送距離(km) / 燃費(km/L)
- 2) 「燃料投入量(L)」と燃料種ごとの「供給・使用に係るライフサイクル GHG 排出量(kg CO_{2e}/L)」(二次データ)を乗算し、GHG 排出量(kg CO_{2e})を算定する。

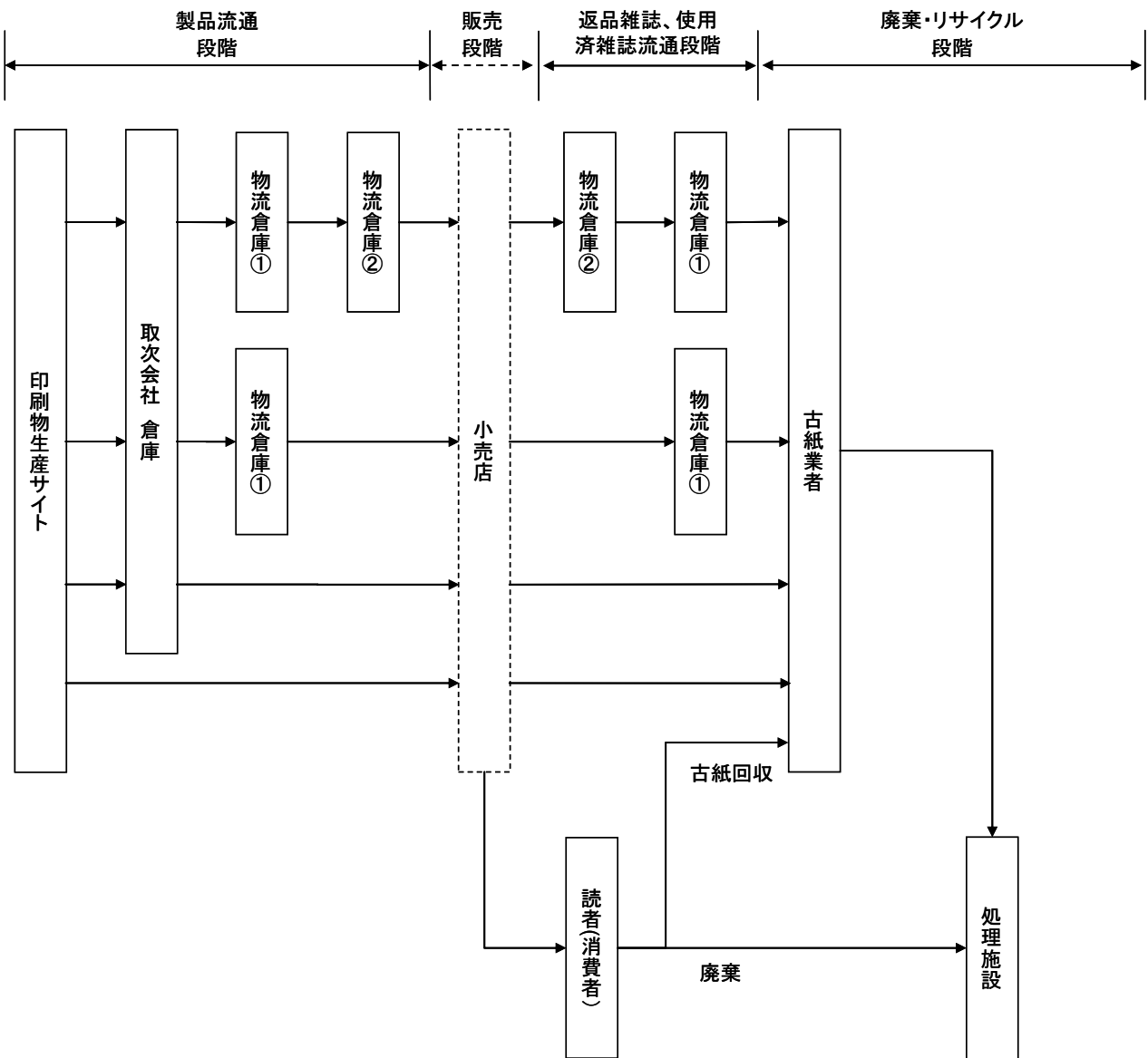
D.3 トンキロ法

- 1) 輸送手段ごとの積載率[%]、輸送負荷(輸送トンキロ)[tkm]を収集する。
- 2) 輸送負荷(輸送トンキロ)[tkm]に、輸送手段ごとの積載率別の「輸送トンキロあたり燃料消費によるライフサイクル GHG 排出量」[kg-CO_{2e}/tkm] (二次データ)を乗じて、ライフサイクル GHG 排出量[kg-CO_{2e}]を算定する。

附属書 E：流通段階の代表的フロー（参考）

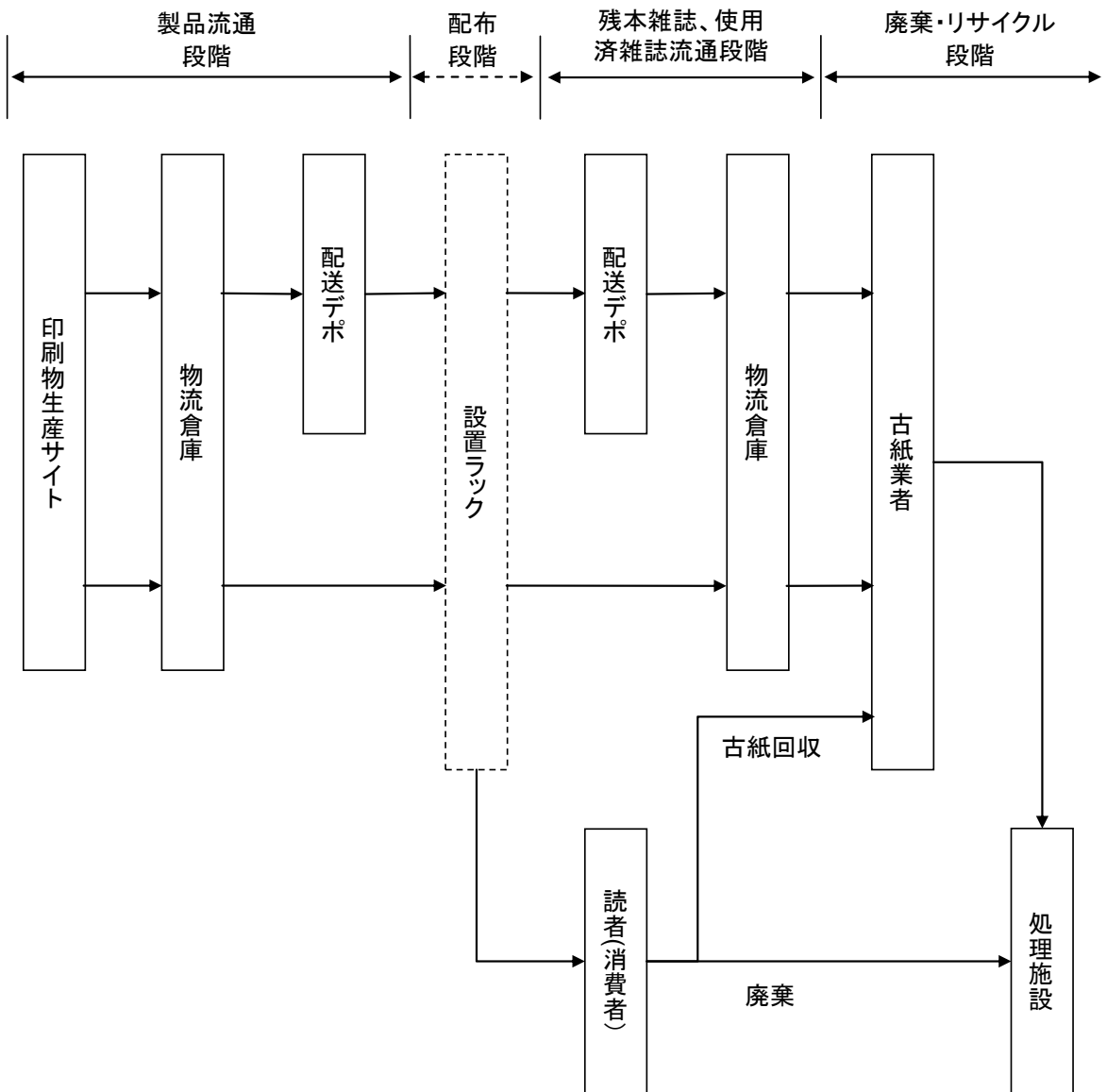
E.1 市販誌およびムック

「市販誌」および「ムック」の、流通段階以降の代表的フローを参考に示す。



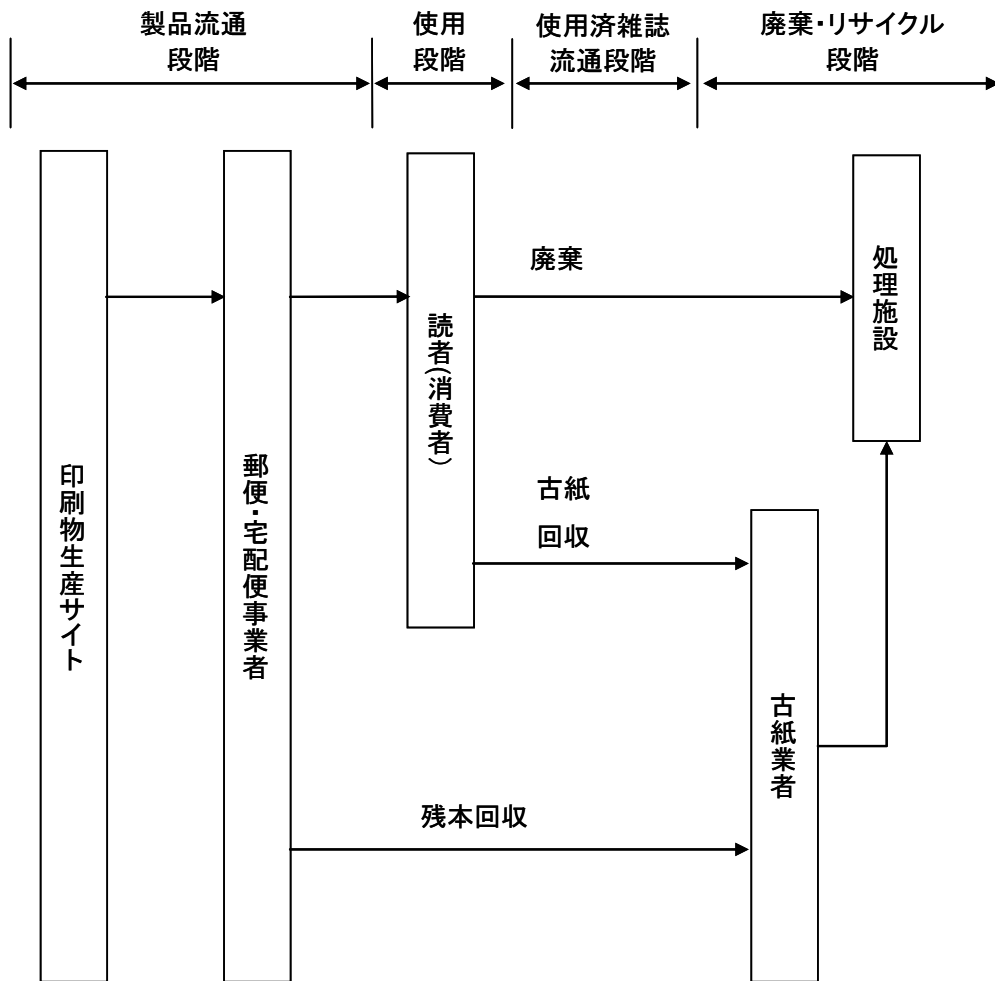
E.2 フリーマガジン

「フリーマガジン」の、流通段階以降の代表的フローを参考に示す。



E.3 読者直販誌

「読者直販誌」の、流通段階以降の代表的フローを参考に示す。



附属書 F：輸送シナリオ（規定）

この PCR における、一次データが得られない場合の各段階の輸送シナリオを次に示す。また、輸送シナリオ設定の考え方を附属書 G（参考）に示す。なお、原材料調達段階および生産段階については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従い、「使用済容器包装」の廃棄物・リサイクル段階については、「PA-BB 紙製容器包装(中間財)」または「PA-BC プラスチック製容器包装」の規定に従う。

ライフサイクル段階	設定シナリオ
原材料調達段階、 生産段階	「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の「原材料調達段階」および「生産段階」の規定に従う。
流通段階 (市販誌およびムック)	① 印刷物生産サイトから、取次会社 倉庫までの輸送 ・輸送は、10 トントラックで 500 km 片道輸送、積載率 50 %とする。
	② 取次会社 倉庫から物流倉庫等までの輸送 ・輸送は、10 トントラックで 1000km 片道輸送、積載率 50 %とする。
	③ 物流倉庫等から小売店までの輸送 ・輸送は、2 トントラックで 100km 片道輸送、積載率 25%とする。
流通段階 (フリーマガジン)	① 印刷物生産サイトから、物流倉庫等までの輸送 ・輸送は、10 トントラックで 500km 片道輸送、積載率 50 %とする。
	② 物流倉庫等から配送デポまでの輸送 ・輸送は、10 トントラックで 500km 片道輸送、積載率 50%とする。
	③ 配送デポから設置ラックでの輸送 ・輸送は、2 トントラックで 50km 片道輸送、積載率 25%とする。
流通段階 (読者直販誌)	① 印刷物生産サイトから、最終消費者への輸送 ・輸送は、2 トントラックで 1000km 片道輸送、積載率 50%とする。
流通段階 (使用済輸送資材)	① 廃棄物の処理の輸送 ・輸送は、2 トントラックで 50 km 片道輸送、積載率 25 %とする。
	② 回収、リサイクル(リサイクルの準備プロセスまで)の輸送 ・輸送は、2 トントラックで 50 km 片道輸送、積載率 50 %とする。
流通段階 (返品雑誌、 残本雑誌)	① 返品回収(小売店から物流倉庫等まで)、残本回収(設置ラックから配送デポまで)の輸送 ・輸送は、2 トントラックで 50 km 片道輸送、積載率 25 %とする。
	② 返品雑誌、残本雑誌の廃棄処理の輸送(物流倉庫から廃棄物処理事業者まで、配送デポから廃棄物処理事業者まで) ・輸送は、10 トントラックで 50 km 片道輸送、積載率 25 %とする。
	③ 返品雑誌、残本雑誌の回収、リサイクル(リサイクルの準備プロセスまで)の輸送(物流倉庫からリサイクル事業者まで、配送デポからリサイクル事業者まで) ・輸送は、トントラック 10 トントラックで 50 km 片道輸送、積載率 50 %とする。
使用・維持管理段階	特に規定しない。
廃棄・ リサイクル段階 (使用済雑誌)	① 廃棄物の処理の輸送 ・輸送は、2 トントラックで 50 km 片道輸送、積載率 25 %とする。
	② 回収、リサイクル(リサイクルの準備プロセスまで)の輸送 ・輸送は、2 トントラックで 50 km 片道輸送、積載率 50 %とする。
廃棄・ リサイクル段階 (使用済容器包装)	「紙製容器包装」の場合は、「PA-BB 紙製容器包装(中間財)」の「廃棄・リサイクル段階」の規定に従い、「プラスチック製容器包装」の場合は、「PA-BC プラスチック製容器包装」の「廃棄・リサイクル段階」の規定に従う。

※ 全段階において、国際輸送が発生する場合は、国内輸送シナリオ(海運輸送前後の陸運共に)に、コンテナ船(4,000 TEU 以下)での海運輸送を追加して計上する。国際間航行距離は、カーボンフットプリント制度試行事業事務局が「参考データ」として用意する。

附属書 G：輸送シナリオ設定の考え方（参考）

輸送シナリオ設定（輸送距離、輸送手段、積載率）の考え方を次に示す。

G1 輸送距離

<国内輸送の場合>

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な距離ではなく、ありうる長めの輸送距離を設定した。

(ア) 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km

【考え方】県央→県境の距離を想定

(イ) 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km

【考え方】県境→県境の距離を想定

(ウ) 県間輸送の可能性がある輸送の場合：500 km

【考え方】東京-大阪程度の距離を想定

(エ) 生産者→最終消費者への輸送で、消費地が特定地域に限定されない場合：1,000 km

【考え方】本州の長さ 1600 km の半分強。

<国際輸送の場合>

出発港から到着港の航行距離を採用する。

国際間航行距離は、カーボンフットプリント制度試行事業事務局が「参考データ」として用意する。

G2 輸送手段

<国内輸送の場合>

モーダルシフト等による物流 CO2 削減対策等のインセンティブが得られるよう基本的にトラック輸送を想定。物流事業者は大きな車格、その他は小さめの車格を設定した。

(ア) 物流事業者による輸送：10 トントラック

(イ) その他事業者による輸送：2 トントラック

<国際輸送の場合>

全て海上輸送とし、手段は「コンテナ船(4,000 TEU 以下)」で統一する。

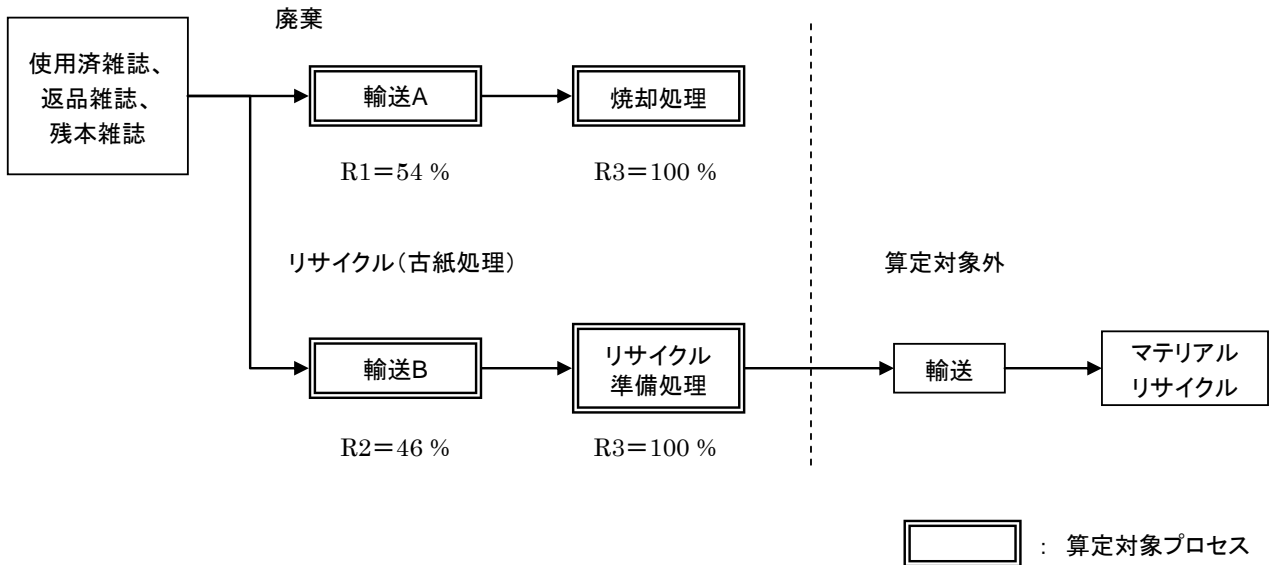
G3 積載率

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な積載率ではなく、あり得る低めの積載率を設定した。

附属書H：廃棄・リサイクルシナリオ（規定）

このPCRに適用する、廃棄・リサイクルシナリオ設定の考え方を次に示す。

H.1 廃棄・リサイクル処理シナリオ



H.2 廃棄・リサイクル処理比率の算定方法

① 古紙回収、リサイクルされる割合

- ・「2010年度古紙品種別回収率(古紙ハンドブック2010WEB版:財団法人古紙再生促進センター)」の調査結果における、「上白」、「カード」、「模造」、「色上」、「切付」、「中更反古」、および「雑誌」の回収率合計値より、 $R2=46\%$ とする。

② 廃棄され焼却処理される割合

- ・ $R1=1-R2=54\%$ とする。

③ ①、②とも輸送による増減はなく、それぞれ焼却処理、リサイクル準備処理されるとする。

- ・ $R3=100\%$